

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

気づいて防ぼう 「高齢者虐待」

高齢者虐待は、介護者の疲れやストレス・経済事情・人間関係等、さまざまな問題が絡み合って起こります。

特に頑張る人ほど介護負担を一人で抱え込んでしまつて心身ともに疲れ果て、心ならずも「虐待」してしまうケースも見られます。

高齢者虐待は 大きく5つに 分類されます



高齢者虐待防止法では、高齢者に対して人権を侵害し、心身に深い傷を負わせることを高齢者虐待としています。これは在宅に限らず、介護保険施設に入所されている方も

同じです。

具体的には、65歳以上の高齢者に対する次のような行為が高齢者虐待にあたります。

▼身体的虐待

叩く、蹴る、つねる、やけどを負わせる等の暴力を振るったり、ベッドに縛りつけたりすること

▼心理的虐待

怒鳴りつける、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する等心理的苦痛を与えること

▼経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の不動産や年金・預金等の財産を取り上げて、本人の意に反して勝手に使ってしまうこと

▼介護・世話の放棄・放任

食事を与えない、入浴をさせない、おむつを交換しない、病院を受診させない、劣悪な住環境で生活させる等、高齢者の身体・精神状態を悪化させること

▼性的虐待

同意のない性的接触や嫌がらせをする、または排泄の失敗に対する罰として裸で放置すること

高齢者に寄り添い、 大事にしましょう

高齢になると、身体動作がゆっくりになったり、認知症になったり、物忘れをすることもあります。そのことを理解し、温かく接していきましょう。

介護の負担を一人で 抱え込まないで

虐待を防ぐには、家族や地域の方が介護に対して理解をし、問題を抱え込まないことが大切です。分からないことや困ったことがあれば、地域包括支援センター（役場福祉介護課内）にご相談ください。

地域で声かけ・ 見守りをしましょう

地域の人は、高齢者や介護をしている家族に声をかけて悩みや疲れ等に気づき、見守りをしていきましょう。

◇問合せ 地域包括支援センター

（役場福祉介護課内）

☎88510340



春季全国火災予防運動

「消すまでは 心の警報 ONのまま」を統一標語に、3月1日(土)から3月7日(金)まで全国一斉に春季全国火災予防運動が実施されます。この運動は火災が発生しやすい気候となる時季を迎え、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を未然に防止することで、高齢者等の死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。

また、消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が新規住宅では平成18年6月から、既存住宅では平成23年6月1日以降義務化されました。住宅用火災警報器は住宅防火対策の切り札として多くの人命が守られた事例が数多く報告されており、設置義務化がスタートしてから死者数が減少しています。まだ設置していないご家庭では設置のご協力をお願いいたします。

*消防職員を装った悪質な訪問販売や詐欺等が多く発生しております。十分注意しましょう。

■問合せ 江戸崎消防署美浦出張所 ☎885-0164

「自殺防止 つながる“わ”・ささえる“わ” 茨城いのちの絆キャンペーン」 実施中!

県内の一年間の自殺者数は約700人（毎日2人）という深刻な状況です。つらいこと・苦しいことはひとりで抱えず、悩みを相談しましょう。あなたには相談できる人がいます。

◎茨城いのちの電話

- つくば：☎029-855-1000（毎日24時間）
- 水戸：☎029-255-1000
（毎日午後1時～8時）
- フリーダイヤル：☎0120-738-566
（毎月10日・24時間）

◎いばらきこころのホットライン

- 平日：☎029-244-0556
- 土日（フリーダイヤル）：☎0120-236-566
- *午前9時～正午、午後1時～4時。祝日・年末年始は休み。